

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各管区警察局(総務監察・)広域調整部長  
各管区警察局情報通信部長  
警視庁総務部長  
警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長  
各警察情報通信部長  
各方面本部長  
各府県(方面)情報通信部長

殿

警察庁丁情対発第289号、丁情解発第132号  
平成26年7月31日  
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長  
警察庁情報通信局情報技術解析課長

(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長  
警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センター所長  
警察大学校附属警察情報通信学校長

不正アクセス禁止法第9条の援助に関する都道府県公安委員会の事務及び留意事項について

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「法」という。)第9条の援助に関する都道府県公安委員会の事務及び留意事項については、従前から「不正アクセス禁止法の援助に関する都道府県公安委員会の事務について」(平成12年5月1日付け警察庁丁生企発第65号)及び「不正アクセス禁止法第6条の援助に関する留意事項について(改正)」(平成13年4月1日付け警察庁丁生企発第38号ほか)に基づき実施してきたところであるが、この度、上記通達の有効期間が満了したことに伴い、本通達を発出することとしたので、各都道府県警察にあっては、引き続き事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

## 1 公安委員会の事務

法第9条の援助に関する事務は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の事務であり、援助の実施は「不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則」(平成11年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)によることとなるが、援助はその性質上迅速に行われる必要があることから、以下の項目を踏まえ、円滑かつ適切に所要の事務手続を行われたい。

### (1) 事務の概要

- ア 援助に必要な書類の提出要請(法第9条第1項、規則第1条第2項関係)  
申出時に提出を受けた資料だけでは事例分析に必要となる書類等として不十分な場合、援助の申出者に当該書類の提出を求める。
- イ 申出の相当性の判断(法第9条第1項、規則第2条関係)  
申出が相当と認められるものであるか否かを判断する。
- ウ 委託に係る判断(法第9条第2項、規則第3条関係)  
事例分析の事務を委託するか否かを判断する。また、委託する場合には、委託先の選定を行う。
- エ 援助措置の実施(法第9条第1項、規則第2条関係)

事例分析の結果を踏まえ、援助の申出者に対して、必要な資料の提供、助言、指導その他の必要な援助を実施する。

(2) 専決についての考え方

援助は、その性質上、申出を受けてから援助措置を実施するまでを短時間に行う必要があるため、1(1)に掲げる事務については、重要又は異例なものを除き生活安全部長等の専決とするなど必要な措置をとられたい。

2 法第9条の援助に関する留意事項

(1) 援助手順の基本的考え方

ア 公安委員会は、アクセス管理者から規則に従い援助を受けたい旨の申出があった場合にはそれを受付し、かかる行為が不正アクセス行為に該当するか否かの判断及び相当性の判断を行った上で、援助の対象となる場合には、速やかに事例分析等所要の対応を行うものとする。

イ 事例分析は、都道府県警察においてその作業を実施するか、又は必要があれば、法第9条第2項に基づき部外の専門家に委託して実施することができる。また、援助の実施のうち技術的な面については、情報通信部門に技術支援を依頼することができる。

ウ 規則第1条第2項に定める書類については、アクセス管理者から提出資料一覧を提出させるとともに、アクセス管理者に対して別記様式第1号「提出資料目録交付書」を交付すること。

(2) 事例分析の外部委託

ア 委託先の選定

委託先としては、その実績や担当者の技能等から判断して、事例分析の実施に関する事務を適正かつ確実に行うことのできる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認める者を選定すること。

イ 委託の手続

事例分析の委託に当たっては、有償・無償にかかわらず、別記様式第2号で示す仕様書例を参考に、これを内容とし、法第9条第2項に基づき委託する旨の契約書を作成すること。

ウ 秘密保全の徹底

委託する際に提供する資料の内容及び事例分析の結果その他の事例分析の実施に関して知り得た秘密について、法第9条第3項及び第12条第5号の規定が適用される旨、委託先に十分説明すること。

(3) 援助の実施等

ア 援助の対象となる場合

事例分析の結果等を踏まえ、別記様式第3号「援助内容通知書」を示して、アクセス管理者に必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うこと。また、その際、あらかじめ作成しておいた不正アクセス行為から特定電子計算機を防御するため一般的に必要な措置を記載した文書（以下「リーフレット」という。）も併せて提示すること。

イ 援助の対象とならない場合

援助の申出が不相当であると判断した場合等援助の対象とならない場合には、アクセス管理者に対して、別記様式第4号「援助不開始通知書」を示して、援助の対象とならない理由等を説明すること。また、その際、リーフレットも併せて提示すること。

(4) 情報通信部門への技術支援依頼手順

警視庁及び各道府県警察本部又は各方面本部の援助担当課は、上記2(1)イにより、情報通信部門に対して技術支援を依頼する場合は、事前に各都道府県情報通信部（東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び府県（方面）情報通信部をいう。以下同じ。）と協議した上で、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課に通知し、各都道府県情報通信部情報技術解析課へ依頼を行うこと。

(5) 援助措置に関する報告

上記2(3)アにより援助を実施した場合は、次により報告すること。

ア 報告者

警視庁及び各道府県警察本部又は各方面本部の援助担当課長

イ 報告先

(ア) 警視庁、北海道警察本部

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

警察庁情報通信局情報技術解析課長

(イ) 各道府県警察本部

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

警察庁情報通信局情報技術解析課長

各管区警察局広域調整部広域調整第一課長

各管区警察局情報通信部情報技術解析課長

(ウ) 北海道警察各方面本部

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

警察庁情報通信局情報技術解析課長

北海道警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長

北海道警察情報通信部情報技術解析課長

ウ 報告内容

アクセス管理者に対して必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行った結果について、別記様式第5号「援助措置報告書」にまとめて提出すること。

(6) その他

ア 提出された資料の取扱い

アクセス管理者から提出された資料は、事例分析の委託先に提供する場合等を除き、その内容が部外に漏れることのないよう取扱いには十分注意すること。また、援助不開始の決定後又は援助の終了後、決裁の上速やかにアクセス管理者に返却するか、又はアクセス管理者の同意を得て廃棄すること。

イ 事例分析結果の取扱い

事例分析結果は、その内容が外部に漏れることのないよう取扱いには十分注意すること。また、保存期間については原則として事例分析結果を提供した年の翌年度から起算して3年とすること。



## 別記様式第 2 号

### 事例分析の委託に関する仕様書（例）

#### 1 概要

不正アクセス行為の手口及びそれが行われた原因を究明し、並びに不正アクセス行為からの防御方法を特定する。

#### 2 履行に関しての条件

##### (1) 場所

契約業者の準備する場所で履行すること。

##### (2) 履行期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

##### (3) 担当者の承認

本契約を履行する際に 警察との契約に係る作業（以下「事例分析」という。）を担当する者の名簿を提出し、 警察の承認を得ること。

##### (4) 分析に必要な設備

契約の履行に必要なパーソナルコンピュータ、ソフトウェア等は、契約業者が準備することを基本とする。

##### (5) 事例分析の対象物

警察が事例分析の対象として提供した電磁的記録等とする。

#### 3 業務の内容

##### (1) 不正アクセス行為の手口の究明

不正アクセス行為を受けたシステムの構成等を分析するとともに、ログ等を分析することにより手口（侵入方法）について究明する。

##### (2) 不正アクセス行為が行われた原因の究明

究明した手口により不正アクセス行為が行われることとなった原因について究明する。

##### (3) 不正アクセス行為からの防御方法の特定

不正アクセス行為が行われることとなった原因を踏まえ、同じ手口による不正アクセス行為を再度受けないための防御方法を特定する。

##### (4) 報告書の作成

別紙 1 「事例分析報告書」に(1)～(3)について十分説明する資料を添えた内容を電磁的記録媒体に記録したものの 1 式及び印刷したものの 3 式を作成し、提出する。

#### 4 その他

##### (1) 複製の制限

契約業者は、事例分析を行うため必要な場合であって、かつ 警察の明文の承認を得た上でなければ、事例分析の対象である電磁的記録を複製してはならない。

##### (2) 事後の体制の確保

契約業者は、履行期間以降も報告書に対する技術的な質問に対応できる窓口を 1 年間、有すること。

##### (3) 秘密保全の徹底

事例分析の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密（2(5)により事例分析の対象として提供された電磁的記録等及び事例分析結果を含む。）を漏らしてはならない。

## 事例分析報告書（例）

項目	内容	
事例分析結果	不正アクセス行為の内容	
	不正アクセス行為を受けた特定電子計算機等の現状	ネットワークの状況 特定電子計算機のファイルの日時 その他
	不正アクセス行為の手口に関する情報	
	不正アクセス行為の原因	識別符号の不適切な管理 その他
	その他	
防御措置関連資料	不正アクセス行為を防止するための対策	
	不正アクセス行為を防止するために必要な機器等（例）	
	不正アクセス行為を受けたときの必要な措置	
	その他	
参考事項		

## 援助内容通知書

平成 年 月 日付け援助申出書により申出があった件については、下記のとおり援助内容を通知します。これを踏まえて、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講じてください。

平成 年 月 日

殿

公安委員会 印

記

警察 部 課		
援助 担 当	住所	
	担当者名	( 係 )
	電話番号	
	F A X 番号	
申出受付日	年 月 日	
事例分析結果		
講ずることが適当であると認められる防御措置		
関連民間団体		
返却資料一覧		
参考事項		

## 援助不開始通知書

平成 年 月 日付け援助申出書により申出があった件については、下記の理由により、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第 9 条に基づく援助の対象とならないため、援助を開始しないことを通知します。

平成 年 月 日

殿

公安委員会 印

記

警察 部 課	
援助 担 当	住所
	担当者名 ( 係 )
	電話番号
	F A X 番号
申出受付日	年 月 日
援助不開始理由	
返却資料一覧	
参考事項	



都道府県名  
取扱者

所属

年 月 日  
警電

**援助措置報告書**

項目	内容					
アクセス管理者	企業名等					
		住所				
	担当者名	氏名				
		部署名等				
		電話番号				
		FAX 番号				
申出受付日	年 月 日					
申出の概要 (提出された資料の一覧を含む。)						
援助実施日	年 月 日					
援助措置結果 (不正アクセス行為の概要を含む。)						
担当者 (連絡先)			所属	階級	氏名	警電
			援助担当課			
	技術支援部門					
参考事項						

注 1 : 規格は、A 列 4 番縦長とする。